

青年部FAX速報

No. 023

2020年1月10日



FAX飛躍

JR東労組 東京地本青年部

これ以上組合員の声を封殺することは許さない！

シリーズその⑤

⑧ 今回の事態は東京地本指導部の問題である。

★何が問題か分かりません

今回の個人訴訟は文字通り「個人」の問題です。その個人の訴えに対し、何がどのように問題で、どのような指導を必要とする事象なのでしょうか。「指導部の問題」という記載は東京地本に対する悪宣伝であり、許すことはできません。

東京地本の指導性を問うのであれば、上部機関である中央本部の指導が問題であり、上部機関として中央本部自身がこの間問題がなかったのか、まずは自らが振り返り、向き合うべきです。

2019年12月に辞任した中央執行委員が8月に「結婚式で酔っ払って新青森駅のトイレの扉を壊した」と中央本部委員長が謝罪しています。4か月間も臭いものにフタをし、事象を隠し続けた中央本部の指導性こそが問題です！

⑨ 指令第18号を逸脱し、マスコミ対応を行っている。

★マスコミ対応とはいつのことを言っているか分からない！！

指令第18号の内容は「地方本部によるマスコミ対応について」の本部指令であり、組合員個人やプライベートのことまで書かれていません。当然、東京地本が組合員一人ひとりのプライベートのことまで感知し、把握をすることはプライバシーの侵害です。したがって東京地本が組合員一人ひとりの行動に関与することは出来ません。指令第18号を逸脱し、マスコミ対応を行ったと言うのであれば、それこそ指令第18号を逸脱した指摘です。中央本部として「マスコミ対応をされると都合が悪い」と自ら主張しているものです！

⑩ 統制処分については、東京地本と議論した上で検討する。

★統制処分ありきの議論は議論ではない！！

事前に「統制処分について」と言われての議論から何を一致させるのでしょうか。組合員を現中央本部は組合員と議論したことがあるのか疑います。処分ありきでは会社の面談と同じです。M副委員長が会議で「組織なのだから、組合員がああ言っている、こう言っているではない。大会で決まったことだ」と言い放ったようですが、このような姿勢では「組合員の声を基に…」や「組合員に寄り添った運動…」が出来ないことは明確です！

うそ・偽り・誤魔化しの中央本部に未来はない！！